

植木枝盛の思想の特質

小山 仁 示

一

日本の近代は明治維新の変革によつてまず規定され、明治一〇年代のわが国最初の早期ブルジョア民主主義闘争たる自由民権運動の挫折によつて決定づけられた。近代市民革命を経ないままの近代日本の発展が、最近までつづいたのである。わが国では資本主義が高度に成長しているのにブルジョア民主主義を政治的にも思想的にもうけいれない国家権力が支配していた。近代社会の産物たる民主主義は、日本では常に反体制のイデオロギーであり、当局によるとりしまりの対象としてしか存在しなかつたのである。そしてかかる反体制イデオロギーは、明治二〇年代初頭に権力によつて樹立され、三〇年代以降には国民の最底辺までしみとおつた天皇制国家主義イデオロギーにくらべると、まことに微細な力しかもたなかつた。政府側を質的量的に圧倒していた明治一〇年代前半の自由民権思想高揚の状態と同じ現象は、ついにくりかえされなかつたのであ

る。

民主主義理論も、社会の現实的発展に適應して進化していかなければならない。天皇制機構の強化・資本主義の発展に應じて、具体的に民衆の心をとらえる民主主義が主張されなければならない。近代日本の政治思想には、この点で欠けるところがあり、進歩思想はいつも一部少数人のものとなつたのである。そして、偉大なたかまりをしめしながらも結局はくずれさつた自由民権論のなかに、すでにそのような方向をみちびきだす芽がふくまれていたのである。いま植木枝盛(安政四年―明治二五年、一八五七―一八九二)の思想の特質についてのべようとするのは、わが近代民主主義思想の性格を、以上のような観点から歴史的にあきらかにしたいという目的にそいたためである。

二

自由民権運動の端初は、いうまでもなく、明治七年一月の板垣退助らの『民撰議院設立建白』である。この段階で

は、運動は明治一〇年代のようにブルジョア民主主義闘争としての性格をもつていなかった。ただ藩閥政府から排除されたことに端を発して、反政府的になつた土佐出身者を中心とする士族層が、ヨーロッパから輸入された諸種のブルジョア・イデオロギーによつて近代市民意識にめざめだしたところから、運動がはじまつたのである。したがつてかれらには、どうしても維新の功労者としての、ないしは近年までの封建武士としての指導者意識・治者意識や国権主義的な考え方が濃厚なことはやむをえなかつた。参政権は当面「維新ノ功臣ヲ出セシ者」としての「士族及び豪家ノ農商等」に制限されてあたえられるべきだとした愛国公党同志の主張や、征台の役にさいして早速『寸志兵編成願』を提出した立志社の行動に、それらのことはよくあらわされている。

ところで植木枝盛は、明治維新当時ようやく一〇才であつたから、かれには維新前後の変動の切実な実際の体験はなかつたといつてよい。かれは、旧時代の意識・慣習・文物・制度などからは直接の影響をうけていないところの、あたらしい時代の少年であつた。いわば、旧幕時代や維新変革の体験をもたずに「第二の誕生」(ルソー)といわれる自我意識の覚醒期を文明開化の時代にむかえた維新後世代ともいふべき存在であつたのである。このことは、植木の思想を考へる場合、大きな意味をもつてくる。かれは、かれよりも年長の士族出身の民権運動家にみられないところの新しいタイプの日本人として、自己を形成していく可能

性をもつていた。

植木の思想家としての活動は、明六社と三田から強い感化をうけたところからはじまつた。かれは、二度目の東京遊学期間中の明治八年二月から翌九年二月にかけて、月二回の明六社の演説会と月一回の慶応義塾の三田演説会には、ほとんどかさず出席している。また西村茂樹・津田真道・西周・杉亨二をおとすれ、福沢諭吉の著書愛読している。④。年令にして、満一八才から一九才になつたばかりのときのことである。進取の気象にとみ、知識欲にもえる若き植木は、明六社の輸入した一七—一八世紀の西欧近代思想を、海綿が水をすいとるように、熱心に吸収したのであつた。このころ慶応義塾の城泉太郎らは「教師として学生に此の非勤王主義を講演し又当時の新聞にも之を投書し」、あるいは「一局議院制を主張し華族を全廢して男女同権の普通選挙を實行すべき理由を審明し憲法の国約たるべき原理を宣伝し」ていたという。⑤。植木が影響をうけた三田にはこのような急進的な空気もながれていたのである。やがて植木は、明治九年二月一日の『郵便報知』に『猿人君主』と題されて掲載されたかれの投書のために、三月から五月まで入獄する。ついで六月一二日には、『自由は鮮血を以て買はざる可らざる論』を執筆し、抵抗権・革命権をはつきりと主張した。⑥。このころは、急進士族の政府転覆論が数多く発表されているので、かれのこの主張は別に新味のあるものとはいえない。しかし、士族流の激越論が西南の役鎮定をさかいにしておとろえていく性質のものであつたの

にたいして、植木のそれは、明治一〇年代の運動のたかま
りとともに、たたかしの理論的根拠として確立されていく
ところのものであったところにならぬが、植木のこの
時点における抵抗権・革命権の主張は、後年の革命思想
とあきらかにつながっているのである。しかもそれは、明
六社系の啓蒙思想との深い関連性のもとに、うまれたもの
であった。維新後世代たる植木をとおしてみたときには、
革命的民主主義思想たる左派民権論は、明六社思想と系譜
的關係を有しているのである。

東京で新思想を吸収することによつて、自己を民主主義
思想家として形成していつた植木は、明治一〇年二月高知
に帰郷し、翌三月から立志社につとめることになる。この
ころ全国的に激化していた農民騒擾の指導者たる戸長豪家
農層が民権運動に接近をはじめ、一方、士族出身の民権家
たちは、この年の西南戦争で西郷軍の敗退があきらかにな
つたところより士族反乱の無意味をさとり、平民結合に力を
いれだすにいたる。植木が第一稿を草したといわれる『立
志社建白書』(明治一〇年六月)は、専制政治と徴兵令との矛
盾、地租の過重なこと、特権政商偏重の不当なこと、条約
改正の失敗などをあげしく攻撃しており、農民や商工業者
の具体的な要求をとりあげるにいたつた。^⑤自由民権論は人
民大衆に密着したのである。あたらしい政治理念は、
士族・知識人ばかりでなく、ブルジョア豪農・豪商を、
そして一揆の農民をとらえていつた。立志社に代表される
士族民権のこのような変容は、古い意識にとらわれずに新

思想を吸収し、それを革命思想にまでそだてつつある植木
に大きな活動の舞台をあたえた。『海南新誌』の編集、『土
陽新聞』への精力的な執筆、『開明新論』の処女出版、愛
国社再興のための南海・山陽・山陰方面遊説、明治一〇年
から一一年にかけて、はやくもかれは第一線の実践家・理
論家として登場した。

さて植木は、立志社に入つたばかりのときに『極論今政』
なる論文を執筆しているが、そのなかで次のようにのべて
いる。

「世俗の人もすれば謂ふ、今の政府は決して守旧にあ
らず、正しく文明の政府なりと、然れども是も又皮相の
見のみ、夫れ今の政府は文明にも非る也、只是れ両頭遭
ひの得手勝手私利を図るの政府なり、因て又之を論ずる
に、元来当今の如き豪族二三家の政治にして、彼等が大
に心を尽す所は惟其私利耳」^⑥

これを「近來我政府頻りに学校を建て、工業を勧め、海
陸軍の制も大に面目を改め、文明の形略備りたれども、人
民未だ外国へ対して我独立を固くし、共に先を争はんとす
る者なし」といつた福沢論吉とくらべた場合、両者の考え
方は、まさしく対照的であることに気がつく。福沢は、明
治政府を真正の開明政府とみなし、人民はそれに歩調をあ
わせて外にたいする「独立を固くし」、資本主義的進出を
はかるべきだという、文明開化的海外進出の方向をめざ
していたのである。一方植木は、明治政府が本質的には
「豪族二三家の」専制政權たることをあきらかにし、立憲

政体の樹立Ⅱ国内の民主化こそ緊急事であるとする立場をとつていた。このようにして植木は、自分をそだてた明六社系の思想をのりこえていつたのである。その後かれの政治的活動は、政府権力とのきびしい対決のなかですすめられていくのだが、そのことは、「今日本国中にて明治の年号を奉ずる者は、今の政府の法に従ふ可しと条約を結びたる人民なり」というような、抵抗の精神をぬきとつたエセ契約論となえる福沢流の理論との対立を一層はげしくさせていつたことはいうまでもない。明治一二年七月稿了の『赤穂四十七士論』は、国法を超えて仇を討つたのは過まつていると説いた福沢に反駁してかかれたものだという。これは植木が、福沢思想と意識的に対立するにいたつていふことをしめしている。

以上みてきたように、明六社の啓蒙思想を糧としてそだち、しかもそれをのりこえていつたところに、植木の思想の特長がある。その場合、かれが旧幕時代や維新動乱の直接的・実際の体験をもたない若い世代であつたということは、大きな意味をもつていた。年長の士族民権家のごとく政府にたいする不平や三民にたいする指導者意識をもつた「老練の士君子」として運動に参加したのではなく、ヨーロッパの近代思想の洗礼をうけることによつて、日常の生活体験からではなく、いわば頭から直接的に自由民権のたかいくわつた植木は、純度のたかい革命思想を急速に形成していくことができたのである。

三

植木枝盛の行動と思想を根底で支えていたのは、個人の自主独立・自由の絶対性ともいふべき信念であつた。明治七年一月の『民撰議院設立建白』や『愛国公党本誓』においてもあきらかなごとく、日本の自由民権運動の主張は、当初から、人民はすべて天賦の「通義権理」をもつていふという天賦人權論の上にたつていた。しかし、植木における個人の自主自由の觀念は、一般的な天賦人權論のわくをはるかにのりこえたものであつた。また人間の自由平等と独立自尊の精神を説いたことで有名な福沢論吉とくらべても、質的な相違のあきらかなものであつた。福沢は、個人を封建的な隷属状態から解放するために、個人の独立とか政府と人民との平等を主張した。だがそれは、「日本には唯政府ありて未だ国民あらずと云ふも可なり」という状態を打破して、個人が国家意識をもつこと、つまり「国民」となること、そして個人をして國民としての本分を自覚せしめ、資本主義化を推進する存在としての明治政府の意識的・能動的な支持者たらしめることを目的としたものであつた。これにたいして植木の場合は、目前の明治政府に対抗する意味での、ときには政治権力そのものの必要性をも否定する意味での個人の自主独立・自由を主張した点に、大きな特色がみとめられる。

初期の植木は、『民権自由論』（明治一二年）にみられるように、国家というものは「國の本たる人民の自主自由

と、かの国の大綱となる憲法との二つがあつてこそ、安全にも隆盛にも行くものじや」と、民権を基底とした近代的ナシヨナリズムの思想をもつていた。それが明治一三—一五年の自由民権運動の国民的規模へのたかまりとともに、その先頭にたつていたかれにおいては、個人の自主自由の思想は無条件的・絶対的なものとなつていつたのである。それは「政府も天子もまた人也。畢竟己れと同格なるものなり」とのべたのち、さらに「己れより之を言はず、天上天下唯我独尊なるものにて、己れより外のもの皆己れより一等乃至数等を下るものなり」といいきるだけの強烈な自尊心となつてあらわされている。したがつてかれにあつては、明治政府の手によつて急速に神格化され、絶対王にしたてられていく天皇という存在にたいする強い精神的緊張が成立するのも当然のことであつた。すなわち『無天雜録』明治一三年の序や『日記』の明治一六年から一九年までの毎年の初頭に「植木大王降誕後第式十三年」「寰宇天皇帝降世第式十九年」といつた具合にしるし、元旦には「皇帝歳を東郊に逐ふ」と自らを天皇に擬すほか、その他散見される奇矯な記事は、植木の強い独立自尊の觀念の産物と解されるべきものである。「政府も天子もまた人」であるばかりか、「己れより外のもの皆己れより一等乃至数等を下るものなり」と考える立場からは、尊厳にして神聖なる天皇の存在は、なんといつてもがまんのならないことであり、そこから病的にまではげしい天皇への対抗意識が生じたのであつた。著名な民権思想家のなかで、実に植

木ほど強烈な反天皇意識の表明者は、例をみないのである。たとえば、古代ローマの悪逆な王を例にひいて、民衆にたいして次のようなラディカルな訴えがなされている。

「人は皆同じく天の造りたる同等の人ぢや。君も人じや。何んで羊と百姓との如き異ひがあるものか。チト元気を引き起し、かの失敬千万なるカリギュラなど云へる王の墓所に往き、その骨でも掘き出し鞭もて毆いてやりたいと云ふ位の考におなりなさい。」（『民権自由論』明治一二年）

以上のべたような植木の天皇觀は、明治一五年「帝室は一国の緩和力なり」とする『帝室論』を發表して、七年前に「人民と王室との間にあるものは、ただ政治上の關係のみ」とのべた『文明論之概略』（明治八年）の立場とは全く別人のごとく豹変した福沢諭吉の妥協的な態度と、まるでちがつたものである。また、自由党こそ「吾皇帝陛下をして英帝の尊崇を保たしめんと欲する者」という意味で、眞の尊王主義であると主張した『自由党の尊王論』（明治一五年）であきらかなように、植木自身がその側近であつた自由民権運動の最高指導者板垣退助の天皇觀とも異質のものである。福沢の場合は、人民と王室との間の「交情に至りては、決してにはかに造るべきものにあらず」という予想に反して、みごとに天皇崇拜の国民感情がつくりあげられつつあるという現実のまえに、はやくも天皇制と妥協共存していく方向を意識的にめざした大ブルジョアジーのイデオログとしての本領を發揮したものとすべきであろう。これにたいして、板垣はじめ多くの民権論者に、天皇と

か皇室にたいする無原則的態度あるいは尊崇感が強い理由は、かれら自身が、天皇をかつぎあげて徳川幕府をたおしたところの明治維新に参画したという点では藩閥政府の有司と同グループに属していることにもとめられる。すなわち、そのグループ内の反対派としての存在が自由民権派の形成をもたらしたところから、国会開設を要求することによつてかつての同志たる有司とはすでに異質のブルジョア民主主義者に自己を転化しつつも、なお維新の勤王の志士としての意識から完全に脱却しえなかつたことによるものといつてよからう。そしてそのことが、われこそは眞の尊王主義者という主張でもつて、民権論者と藩閥政府とのあいだで天皇のうばいあいともいふべき現象を展開させたのであつた。この点、いわば維新後世代として個人の自主独立・自由の精神を身につけ、革命的民主主義者として成長していつた植木の場合は、天皇の問題をストレートにとらえて、それを批判攻撃することができたのであつた。^⑩

植木は、このような強烈な純粋な個人の自主独立・自由の信念から、周知のようにおそそ考えられるかぎりの「日本国民及日本人ノ自由権利」を最大限に保証したところの、徹底的な民主権の『東洋大日本国憲案』（明治一四・五年）を起草したのである。そこでは「日本人民ハ凡ソ無法ニ抵抗スル事ヲ得」「政府国憲ニ違背スルトキハ日本人民ハ之レニ従ハサルコトヲ得」「政府官吏圧制ヲ為ストキハ日本人民ハ之ヲ排斥スルヲ得」「政府恣ニ国憲ニ背キ擅ニ人民ノ自由権利ヲ残害シ建國ノ旨趣ヲ妨グルトキハ日本

人民ハ之ヲ覆滅シ新政府ヲ建設スルコトヲ得」と規定されておき、国家の主体はごまでも人民にもとめられてい^⑪る。かかる態度がつきつめられると、無政府主義思想にまで達してしまうのである。植木はあまりにも強く個人の自主独立の絶対性を主張したため、「万人が万人ながら其意志を達する」には「当に改て国家を積み、法律を廃すべし^⑫」と考へ、あるいは世の悪の根源を政府に帰して「政府を廃し、法律を無にすることは誠に吾人の急務に非ずや^⑬」とまでかきしるした。かれの思想は、それほど徹底的なものだつたのである。

このように純度のたかい革命思想を抱懐し、左派民権の理論家・実践家として活躍した植木ではあつたが、その思想的にたかい純度を確保しえた原因が、一面では、かれをして平民民権論者としては致命的な欠陥をもたせたのであつた。一般の士族民権家のように、藩閥政府にたいする不平とか、没落士族としての生活苦から自由民権運動にくわつたのではなく、イデオロギー面からたかいたかに参加していつたということが、旧時代の意識にとられることすくなく、純粋な思想的立場を堅持しえた大きな理由であることは、すでにしるしたところである。しかしイデオロギー面から実践運動に入つた場合にさげがたい観念的・思弁的傾向は、植木の場合、露骨につきまとつた。かれの思想が理想主義的・非現実的・主観的にすぎること、周知のとおりである。その根本的な原因は、日常の生活体験からではなく、注入された近代思想を通じて運動に参加してい

つたという知識人的態度にもとめられるべきであらう。

当初「士族民権」として出発した運動が、明治一三—一五年の段階で全国的規模で展開されるにいたつたのは、単に立志社と愛国社の潮流が大衆的に発展したことによるのではなくて、地方農村の豪農層を中心とする在村的潮流が民権運動に合流・参加していくことによつてなしかつたものであることはいうまでもない。ブルジョア民主主義闘争としての自由民権運動の展開は、実在村的潮流の力によつてなしかつたのである。だが、植木の観念的・思弁的傾向は、地租の軽減を要求する豪農層にひきいられる運動の意義を理解することを不可能にした。合衆国の独立革命をひきあいにし、かれは次のようにかきしるした。

「米人の英国に納税するを肯ぜずして、其國を獨立したるは、困窮したる場合にはあらず。殷富の時に在り。租税を納むるの力無きにはあらず。参政の權利無きが爲に、之を出さざりしなり。……米國の如きは富むと雖も、權利無ければ、租税を出さず。貧しと雖も、權利有れば、租税を致すことを憂とせず。」

さらにかれば、主張する。

「故二国会ヲ望ム者ハ、内外ノ多端、國家ノ困難多キニ際シテハ則急ニ之ヲ望ムヘク、國家ニ在ルノ間ハ國民タルノ分ヲ以テ之ヲ望ム可キナリ。事情ノ上ニ就テ国会ヲ望ムハ民権家ニ非ルナリ」

純粹理論の立場カラ自由民権を主張すべきであるとする態度は、原則的にはあやまりとはいえない。しかし、日常

の生活要求から運動に大衆的に参加する在村的潮流（事情ノ上ニ就テ国会ヲ望ム民権家）の存在こそが、たたかいを勝利にみちびく基礎であることを理解しえなかつたということとは、思想的には民権左派のかがやけるイデオログたる植木をして、さいごまで農民と貧民の眞の理解者たらしめなかつたのである。その意味で、植木はブルジョア民主主義のわくをこえうる可能性をもたない思想家であり、そこに同じ民権左派の同志大井憲太郎のちがいがあつた。

四

植木は、政治的には徹底した人民主権の立場をとりながらも、自由民権運動の眞の推進者たる在村的潮流の役割を理解できず、それにたいして否定的な態度をしめした。一部の政府直接支持層をのぞいた国民の諸階層を統一してとらえたブルジョア民主主義闘争として運動が着実に発展した明治一〇年代前半においては、この植木の二律背反的な態度も、たいした矛盾を露呈せずすんだ。しかし、明治一四年一〇月の国会開設の詔勅で、部分的譲歩をおこなひながら、一方では「故サラニ躁急ヲ争ヒ事變ヲ煽シ困安ヲ害スル者アラバ処スルニ國典ヲ以テスベシ特ニ茲ニ言明シ爾有衆ニ論ス」とおどすのを忘れなかつた政府の懐柔と弾圧の政策が効を奏しはじめると、上層幹部のなかに日和見主義的傾向が強くなり、結成されたばかりの自由党内では、左派と右派幹部が分裂していつた。このなかで植木の立場は微妙なものとなつていくのである。

ところで、自由民権運動のこのような分裂の過程の基礎には、同じ一〇月から開始された松方デフレ政策の名でよばれる苛酷な原始蓄積政策、また、それによつて促進された農村のほげしい階級分化の事実がよこたわつていた。その時期にあつて、没落していく中農以下の民衆は、かれら独自の要求をもつようになつた。土地の公平な分配・質流れ地の無償返還・小作料の軽減・借金の棒引という切実な日常要求が、それまでほぼ共同の歩調をとつていた豪農・上層農民（それらは急速に地主化しつつある）にむけられた。樽井藤吉の東洋社会党（明治一五年）や関東各地から中部地方にかけて多い借金党・困民党がそのあらわれである。一方村落内部で対立物を見出しつつある豪農・上層農民の層は、政府の弾圧と経済上の悪化によつて運動への熱意をうしなつていつた。そして政治運動から離脱し、自己の経営を松方財政下の経済情勢に即応させることによつて、事態をきりぬけようとした。不況と重税のために中小農が没落していくなかで、逆に土地を兼併して地主化することによつて、政府の寄生地主育成政策にしないで満足する立場への転身がおこなわれていつたのである。

このような情勢のもとで、民権左派の論客たる大井憲太郎は、没落農民の立場にたつて、土地平分法と地租の改正を提唱し『時事要論』参照、明治一九年、明治一七年の関東信越地方の諸蜂起グループの理論的指導者となる道をすすんだ。民権議院設立建白論争（明治七年）当時から、農民闘争のエネルギーを背景に発言していた大井は、民権思想家

のなかで社会の動きを左右する経済問題にもつとも深い關心を示し、そしてそれを政治活動とむすびつけて、自己の理論と実践を展開したのである。その後いくたの試行錯誤をかさねながらも、大井は「中等以下の社会」へのよびかけをおこない、日清戦後の労働問題のたかまりとともに、労働者農民運動の指導にのりだそうとすることによつて、革命的民主主義者としてのすじをとおしたのである。

しかしもともと在村的潮流にたいして否定的であり、農民の日常要求を軽視した植木の場合には、没落農民・貧民の経済的解放ということは念頭にうかばなかつた。明治一五年一月の福島事件以後、一六年三月の高田、一七年の群馬・加波山・秩父・飯田・名古屋の各事件へと、形態はさまざまであつたが、個別分散的に激発していく地方の中小農・貧農小作・中小生産者層だけのたたかいたいで、抵抗権と革命権の頑強な主張者であるかれは、当然強い支持と同情をよせていた。だが自由党主流の土佐派に属し、板垣側近であつたかれは、これらの激烈な実践に直接参加することはなく、かえつて一七年一〇月の自由党解党に重要な役割を演じ、そのあと高知にひきあげてしまつたのである。ここに植木の知識人的な観念的・思弁的傾向にもとづく社会的現実把握能力の欠如の表現をみる事ができよう。植木ほどの卓越した自由民権の理論家・実践家が、この段階で、たたかいたすすむべき方向をなら見出すことができなかったのは、植木の思想そのものの欠陥に原因があつたとみるべきである。

もちろん農業生産における土地の平均分配のみによつて、貧富の差をなくすることはできない。しかし、資本主義の幼弱な段階では、それは勤労農民の中心的要求であり、農民の反封建的民主主義闘争の表現としての思想的意義をもつている。それは太平天国に、ナロードニキに、そして三民主義において強くあらわれた思想であつて、ブルジョア民主主義実現の推進力となるものであつた。日本でも樽井藤吉の東洋社会党や大井憲太郎などの革命的小ブル民主主義者は、こうした性格をおびており、それが農民の闘争とむすびつくことにより、現実的な革命思想として発展する可能性をもつていた。植木には、このような農民革命の思想の片鱗すらうかがえないのである。

植木は、その生涯を通じて、私有財産の権利を尊重する立場をとつていた。明治一〇年一〇月の『民間雜誌』によつて『経済学ノ勸メ』では、人間の生命を支える上にもつとも貴重なものは財貨であり、人が自主独立をたもつためには財貨がなければならず、経済の理を軽んずる時には、國の富強を期することもできず、人間の道徳を全うすることもできない、といつてゐる。明治一二年から一四年にかけて商人の都市大阪を活動の本拠とした植木にとつて、このような福沢的な経済観は、ますます現実味をおびた真理として把握されていつたものと考えられる。「やかましく南無の神のといふものゝかねがこの世のほとけにぞある」(明治一二年六月二日作)という『尚金の歌』は、世相を諷刺したのではなく、本心を吐露したものであろう。「微

少の事項と雖も私有の権利を重んじたる」ものは「民権家と云ふも可ならん」というのが、かれの考え方であつた。一方で大井憲太郎が「土地ハ飽ク迄社会ノ公共財産」であるとして、土地共有にもとづく耕地平分化をとなえていた時期においても、かれは頑強に土地私有権を主張していた。豪農・上層農民の土地集積、中小農の没落という厳然たる社会的現実にふれることなく、「いかでか一人にして真に全地球を私有するを得可けんや」というような詭弁的議論をもつて、「畢竟民人に土地の私有権あることは則確矣」と、かれは明治一八年二月にかきしめたのである。

私有財産権の主張そのものは、ブルジョア民主主義革命の指導者たる産業ブルジョアジーの基本的要求の一つとして革命的な意義をもつものであるが、明治一〇年代後半に絶対主義の物質的基礎として急速度で形成されつつあつた寄生地的土地所有の廃絶の重要性になんらの認識がおよばなかつたといふことは、ブルジョア民主主義の指導者としても致命的な欠陥であつた。自由と民権についての抽象的な理想をのべることはまことに徹底的であるのに、日本社会の具体的社会条件をとらえることには無能力であるといふかたちで、植木思想の弱点があらわにされたのである。

有名な『貧民論』(明治一八年)においても、貧民の政治的平等と人間の尊厳が強調されているだけで、経済的解放の具体的なプログラムには、なんらふれられていないのである。没落貧民を同情的にながめ、かれらの政治的覚醒と

結合をもとめ、貧富の不平均をもたらず原因としての自由権利の不平均をなくす運動にたちあがらせようとする『貧民論』は、植木が貧民をあくまでも自由民権運動の同盟軍としてのみ把握していることをしめしている。このように結局は社会下層部の真の理解者たりえなかつたかれは、急進的ブルジョア・イデオロギーをいだいた観念的知識人とよんでさしつかえない存在であつた。

五

明治七年に士族民権としてはじまつた自由民権運動は、明治一〇年代前半には、全国民の諸階層を統一したわが国最初のブルジョア民主主義闘争として展開された。しかしブルジョアの発展がおくれており、不十分であつた日本では、上層ブルジョアと中・小ブルジョアのイデオロギーの上の区別対立は、フランスのようにはじめから同時に発生するというかたちを明確にとらなかつた。民権諸流派・諸思想家の階級的基盤を指摘することは困難なのである。そして、資本のために国家権力が直接手をくだして遂行した原始的蓄積の結果、民権運動が分裂し、挫折していくのとともに、イデオロギー上の区別対立はあきらかとなつていつたのである。明治一五年以降、中小農・地方産業者の層が没落するのをまのあたりにして、左派民権論者は、ロシアにおける一八四〇年代以後の革命的民主主義者と同じく、社会主義思想の性格をおびていくのである。大井憲太郎さらには中江兆民、幸徳秋水のラインが、それである。

急進的小ブルジョア民主主義者が、このような方向をめざすなかで、同じく民権左派の植木枝盛は、上層ブルジョア・イデオロギーとの決定的な分離をなしえなかつた。かれは「社会党」に好意的であつたし、没落農民の窮乏にたいする同情と専制への怒りにもえて『貧民論』を執筆することによつて、急進的小ブルジョア・イデオログとしての面目は一応發揮した。しかしかれの革命思想の純度の高さは、決して具体的現実的社会情勢にたいする理解の深さからうまれたものではなく、観念的・思弁的傾向の産物であつた。したがつて、大井のように没落農民の立場にたつての立論は不可能であつた。むしろ自由党主流たる土佐派に属しているという政治的立場は、運動の分裂、思想的分化の時代に、上層ブルジョア・イデオロギーとの分離を困難にした。かくして、植木はブルジョア民主主義のわくを一步も出ない思想家となつたのである。

明治一〇年代後半、自由民権運動が敗退していくなかで、上層ブルジョア・豪農層、自由民権右派は、明治政府との妥協を開始し、みづから絶対主義国家の構成部分となることによつて資本主義の発達をはかるようになっていつた。そして一八八〇年代たるこの頃に世界的には帝国主義段階にはいつたという国際的現実は、かつての民権論者の関心を容易に外にむけ、国権主義的傾向が強化されていつたのである。植木も明治二〇年には、日本の商権を朝鮮にのぼし、「実際の上にては鶏林八道を日本の殖民地と為すほどにまでいたらしむるを望むべけれ」とのべた。しか

しかれのこの時期の著作のなかでも、国権論的傾向がしめる割合は、まことに少ないものであつて、高知へかえつた明治一八年以降の文筆活動は、個人の自主独立・自由を基礎にした社会改良理論が中心であつた。この時期の啓蒙活動は、かれの理想主義的な知識人的態度をよくあらわしている。そこで強調されたのは、西欧近代市民社会を手本とした近代的合理的な道徳であり、慣習であり、家族関係であり、生活様式であり、女性観であつた。上層ブル・イデオロギーと完全に分離しえなかつたために、革命性をうしなつたものの、依然として純度の高い近代思想が展開されたのである。しかし、その封建的風習の廃絶と近代的生活の採用ということが、明治前期の日本社会の現実とあまりにもかけはなれたものであつたため、政治的実践と分離して説かれたこととあいまつて、単なる理想論におわらしめたのであつた。

維新後世代として、文明開化の時代に近代民主主義思想を自己のものとして、民権運動に参加した植木は、高い純度の思想を常に保持しながらも、観念的知識人的思考方法は社会的観点の不足をもたらし、革命の実践性をつらぬきえなかつたのである。植木の「謎をのこす末年」をとくかぎは、ここにもとめられなければならない。

(五九・一〇・六)

〔註〕

① 副島種臣・後藤象次郎・板垣退助『加藤弘之ニ答フル書』、

『日新真事誌』第三三二号(明治七年二月二〇日)、『明治文化全集・憲政篇』三七三頁。

② 『自由党史』、青木文庫版第一冊一四二―一四四頁。

③ 『植木枝盛日記』、高知新聞社刊。

④ 家永三郎『城泉太郎の自伝』、『歴史評論』七六号(昭和三年六月号)

⑤ 家永三郎編『植木枝盛著作集』所収、青木文庫版『自由民権思想・中』。

⑥ 『自由党史』、青木文庫版第一冊一八三―二〇一頁。

⑦ 『植木枝盛著作集』、前掲二四頁。

⑧ 『学問のすゝめ・第五編』(明治七年一月)、岩波文庫版五二頁。

⑨ 『学問のすゝめ・第二編』(明治六年十一月)、前掲二六頁。

⑩ このことについては、松本三之介『政治思想史』(『理想』三〇〇号、昭和三年五月)を参照。

⑪ 鹿野政直『日本近代思想の形成』一七一―一七三頁参照、昭和二年、新評論社刊。

⑫ 『明治文化全集・自由民権篇』一九〇頁。

⑬ 『無天雜録』明治一三年七月六日条、高知弘文堂版一六一頁。

⑭ 『明治文化全集・自由民権篇』一八七頁。

⑮ 『自由党史』青木文庫版第二冊四五〇―四五三頁。

⑯ 『文明論之概略』、岩波文庫版二〇九頁。

⑰ 維新後世代の自由民権家としては、植木のほかに、松沢求策(安政二年―明治二〇年、一八五五―一八八七)や酒井雄三郎(万延元年―明治三三年、一八六〇―一九〇〇)などがあげられる。松沢にしても酒井にしても、思想的に純粋であり、皇室にたいしては激的な批判的立場をとつてい

は、植木と共通性をもっている。

18 鈴木安蔵『自由民権』二八七—三〇二頁、白楊社刊、昭和二年。

19 『無天雜録』明治一四年一月二日条、前掲一八四頁。

20 右同、明治一五年五月二九日条、二三四頁。

21 右同、明治一二年五月二七日条、八二頁。

22 『民権家』、『愛国志林・第四篇』（明治一三年六月六日）、『明治文化全集・自由民権編（続）』三八頁。

なおここでふれた問題については、岩井忠熊『日本近代思想の成立』（創元社）参照。

23 後藤靖『自由民権運動』（創元社）参照。

24 鈴木正『樽井藤吉と東洋社会党の特質』参照、『歴史評論』九八号、一九五八年七月。

25 家永三郎『革命思想の先駆者』一四一頁、岩波書店。

26 『無天雜録』前掲二三二頁。

27 右同、明治一三年一月二四日条、一四九頁。

28 右同、明治一八年二月条、二八一頁。

29 『鼠小僧の墓に詣りての演説』（明治一四年二月一八日）、前掲植木枝盛著作集』所収。

30 前掲『革命思想の先駆者』一一四—一一五頁。

31 外崎光広編『植木枝盛家族制度論集』参照、高知市図書館刊、昭和三二年。

執筆者紹介

二宮正彦 関西大学大学院文学修士・大阪高校教諭

小山仁示 関西大学大学院学生

茨木一成 関西大学大学院学生

斉藤一孝 関西大学大学院学生

片岡敬直 関西大学文学部史学科四年次生

秋山博愛 関西大学文学部助教

三上諦聴 関西大学文学部教授